

令和元年6月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1件
(うち屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故 3件
(うちバッテリー(リチウムイオン、草刈機用)1件、携帯電話機(スマートフォン)1件、電気式床暖房システム用コントローラー1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故 3件
(うちリチウム電池内蔵充電器1件、電気ポンプ1件、携帯電話機(スマートフォン)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201800331を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900181	令和元年6月1日	令和元年6月11日	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(LPガス用)	PH-1600SC	パロマ工業株式会社 (現 株式会社パロマ)	火災	当該製品を使用中、当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	徳島県	製造から30年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800331	平成30年8月11日	平成30年9月4日	バッテリー(リチウムイオン、草刈機用)	DGT-1825(G)(DCMホールディングス株式会社ブランド)	株式会社サカソウインベント(DCMホールディングス株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	当該製品を充電器で充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定されるが、電池セルの焼損が著しく、異常発熱した原因の特定には至らなかった。	北海道	平成30年9月7日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900177	平成29年7月25日	令和元年6月10日	携帯電話機(スマートフォン)	CP-VL5A	株式会社コヴィア (輸入事業者)	火災	事業所で当該製品のバッテリーを焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成30年2月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年7月28日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A201900182	平成29年1月1日	令和元年6月12日	電気式床暖房システム用コントローラー	YL2CJ	株式会社アルシステム (輸入事業者)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	平成29年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成29年1月5日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900178	令和元年5月25日	令和元年6月10日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品の内部部品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和元年6月6日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A201900179	令和元年5月6日	令和元年6月10日	電気ポンプ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月30日
A201900180	令和元年5月12日	令和元年6月10日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	店舗で当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和元年6月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年5月30日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

携帯電話機（スマートフォン）（管理番号:A201900177）



電気式床暖房システム用コントローラー（管理番号:A201900182）

